

平成17年度第3回流山市男女共同参画審議会の会議概要

日 時 平成18年2月6日(月)
午後2時00分から午後3時40分

場 所 流山市役所庁議室

出席者 岩出 誠 内海崎 貴子 矢吹 稔
紅谷 幸夫 林 ゆう子 伊藤 賢一
鶴見 喜代美 井上 洋子 加藤 啓子
境 昭彦 牧 尚輝
村田 朝子 (委員13人中12人出席)
事務局 企画部次長 石井 泰一
男女共同参画室長 松田 美知子
男女共同参画室主査 中村 章

議 題

改正・流山市男女共同参画プランについて

概 要

次長 本日は御多忙のところお集まりいただきありがとうございます。ただいまから流山市男女共同参画審議会を開催いたします。開催に先立ちまして、会長から御挨拶を申し上げます。

会長 年度末でいろいろな方面でお忙しい時期かと思いますが、皆様お集まりいただきありがとうございます。

男女共同参画プランの見直しについて、会合を重ねたり勉強会を実施したりと今まで積み重ねて参りましたが今日はまとめる作業がありますのでよろしく願いいたします。

次長 これからの議事進行につきましては、流山市付属機関の条例

の規定により会長であります矢吹委員にお願いいたします。

会長　それでは、早速ですが議事進行に入らせていただきます。

本日、傍聴の方はお見えになっておりません。委員の出席状況ですが、L委員については、御都合により欠席されておりますが、御覧のように人数は充足しておりますので、会議は成立することになります。それでは事務局から議題について説明をお願いいたします。

事務局　本日の議題といたしましては、先に御案内のとおり男女共同参画プランの改正について御審議いただきたいと思っております。諮問させていただきました事案について前回に引き続きまして議論をいただき答申をしていただきたいと思っております。

本日の資料としてお配りいたしました、前回の審議会でもいただきました御意見をまとめましたので簡単に説明させていただきます。

- ・ジェンダーフリーを「男女の性差にとらわれない男女平等」に言い換えられているが日本語は難しく「男女」が2回、出てきているので「男女の性差にとらわれない平等」ではいかなものか。

- ・男女の特性を生かした「男女平等」から、ジェンダーの概念が導入され、一人一人の個性を生かした「男女平等」に変換した経緯があります。そういう意図があってこのような表現になったと思うが、ジェンダーを使わないとするとこういう表現しかないかなと思う。

- ・小中学生においても、学校における役員等の割合を男女で平等に分担できる施策が必要ではないか。幼い頃からの教育が重要と思う。

- ・職場に関わる法律で雇用機会均等法等について法律的なよりどころを位置付ける必要があるのではないか。

- ・介護、育児休業等について、堂々と取れるよう指導することも大切ではないか。

・プラン前期4年間の検証と後期の計画について、絵に描いた餅にならないよう気をつけてもらいたい。どのように具体的に動いていくかが肝心です。

・自治会長の女性の割合が少ないとのことですが、役員の構成数は女性が増えていると感じています。

・今回の改正は、ジェンダーの言い換えと担当課の名前の変更と施策実施時期の後期への継続ですが、予算については、どのようになっていくか気になります。いかに各課の職員が取り組んでいくか、また、各課へのフォローアップとか施策管理についても数字だけでは表せないものがあると思いますので、指標等についても勉強会等で私たちも考えて取り組んでいかなければならないと思います。改正案そのものはこれで良いと思います。

・「ジェンダー」という言葉が浸透されなかったので、わかりやすい言葉になってよかったですと思います。女性の再就職が大変きびしいですが行政で女性を支援していくよう考えて欲しい。

・「ジェンダー」という言葉の日本語への言い換えは良いと思いますが、国際化の時代には、これを日常的に使えるよう一般化させて行くことも必要かと思います。

・職場で「ジェンダー」といっても意味が通じず、わかりやすく表現できることは良いことだと思います。性別役割分担意識をなくすことが家庭や地域等の現場で進んでいけば、介護等で男性が参加し、特段男性を対象とした介護教室等不要になれば理想だと思います。

・県議会で男女共同参画に関する意見書が可決され、ジェンダーが曲解されていると知事が語っているが、今後どう変わっていくかわからないので懸念される。流山市においては我々がしっかり答申しなくてはならないと思う。

・基本的に初等教育の中では一人一人の人権を尊重できる子どもを育てて行きたい。学校の役割分担の中でも、児童会や運動会の応援団長とかにむしろ女の子の意気込みが感じられる。男女がどうのより好きだからやりたいというチャレン

ジ精神を感じる。P T A 関係でもやっとお父さん達が出てくるようになった。時間を割いてお父さんたちが参加してくれることはありがたい。一度に意識改革は難しいが、男女共同参画の意識が芽生えていけば良い。学校では一人一人の人権を尊重する教育を実施して行きたいと思います。

・セクシャル・ハラスメントはプランの後半の部分に出ているが、学校の中のセクシャル・ハラスメントは、どこに入れるべきか。D V や子どもに対する暴力において、家庭の中で子どもが直面している暴力、学校の間や登下校における暴力の対策について、どこに助けを求めれば良いか、どこから情報を得れば良いかがどこにも入っていない。男女共同参画の意識づくりの意味で重要な視点だが、どこかに入れられないだろうか。子どもへの暴力をどう防ぐか、地域、学校における対策をどこかに入れられないだろうか。

また、性教育についてはほとんどの学校で、継続的に行われていない。具体的に実践できるような授業プランを作っていて、きちんと位置づけて行くことが重要で、地域に対しどのような性教育を行っているか情報公開しなければならない。地域からも意見をもらい、きちんと位置付けることが必要と思う。行き過ぎた性教育という批判も情報発信がきちんとなされていないから起こった問題です。

県の計画は、近いうちに骨子案が出てくると思うがジェンダーについて、いろいろな議論が交わされているもののそれほど大きな変更はないという感じはする。

・子どもに対するセクシャル・ハラスメント的なものは、施策51の「性教育の推進体制の充実を図る。」の中で「児童・生徒が養護教諭等に自由に相談できる環境づくりを推進する。」に含まれ、校長、養護教諭等が対応すると認識している。性教育については、サポート看護師が派遣され、養護教諭が各学級で性教育を推進する間、保健室をサポート看護師が見る制度があり、やはり前記の施策の中に含まれると解釈しています。でも、一般には、具体的に明記しておいた方が判り易いかもしれない。

・生徒に対するセクハラの状態は多種多様で、女子生徒が男子生徒に対して行う場合もあるわけで、同性間でなされる場合もあり、人権教育の中でセクハラは人権問題と教えられればきれいにいく。プランの中で、学校内のセクハラについて、新しい視点でどこかに入れれば良いと思う。

・今の問題については平成16年度千葉県男女共同参画白書にも出ておりますね。取り上げるべきだと思います。DVの問題が出ているのに、外国人についての対策も入っていないですが、これで良いのかなと思う。

・プランが8年計画で、社会、環境等の変化について見直しを行うのであれば、まず、流山市の取組の中で、状況の変化、どういう状態かを謳わなければならない。きちっと明記したうえで改正プランを作成して欲しい。

具体的には、DV法に基づくということになれば、DV等暴力相談窓口が無いので、専門相談窓口を作って欲しい。そういう専門窓口があってどんな問題があるか見えて来る。今の状態だと市民とかけ離れている。前期のプラン進行管理がうまく行ってなかったと思うので具体的に前期の状況をもっと具体的に踏まえて織り込んで欲しい。

また、市民、団体、企業との連携について、ただ連携ではなくて、もっと具体的な内容を書いて欲しい。自主的活動を支援する活動拠点について、男女共同参画センターのようなものと思うが、具体的にいつまでにどんなものを作るか示して欲しい。

・只今の御発言ですが民生委員や行政連絡委員がいて、行政と連携しているが男女共同参画プランにそこまで具体的に乗せることはいかがなものか。行政としても困難な部分もある。

・どういう風に実行するか、できるだけ行政が具体的に情報発信することがみなさん望んでいることで、市民の方が見たときにもう一步踏み込んだところが欲しい。すべてについてあまり細かくする必要はないが、より具体的にできるところは示して欲しい。

・プランについては、紙面も限られておりますので、プランはプランであって、法律でも条例、要綱と噛み砕いていくわけですので、具体的な細かい部分はまた別のもので作れば良いと思います。

・施策4の「市女性職員の管理職への登用を推進する。」となっているが、施策5や6では「管理職の登用に向け、女性教員の育成に努める。」とか「雇用主、関係団体等に女性の管理職への登用を働きかける。」とか表現が弱くなっています。同じものなので同じ表現にしたほうが良い。

以上前回の議論の主な内容でございます。本日の御審議をよろしくお願いいたします。

会長 ありがとうございます。ただいまの御説明は第2回審議会で出た御意見を要訳したものであります。今後の予定として本日さらに御意見を積み上げた後、事務局で整理してまとめていただき男女共同参画プランの改正案となる訳ですが、そのようなお心づもりで、本日は御発言いただきたいと存じます。

F委員 前回、女性市議の方に意見を求めたということですが、記録があれば見せてください。あと、市民の方にも意見を求めたということですが書面で見せていただけたらと思います。

事務局 ただいま用意をいたします。

会長 本日はプランの改正について、これで最終となりますので、御発言をいただきたいと存じます。

D委員 虐待のところで施策6-1「女性に対する暴力等について相談体制の充実を図る。」とありますが、高齢者の虐待について入れていただきたいと思います。高齢者の相談窓口として、介護の現場でなかなか見えにくい、4月から「地域包括支援センター」とい

うものができるので、これを入れて欲しいと思います。

会長 事務局ではどう思いますか？

事務局 社会福祉課と協議してみたいと思います。

D 委員 身体的虐待の他、経済的虐待とか直接見えない精神的部分での虐待があるので、暴力相談支援センターや児童相談所等の関連機関と連携が図れるよう位置づけられないでしょうか。

会長 これは、女性だけでなく男女すべての高齢者が対象になるわけですね。

D 委員 そうです。

K 委員 今の件に関連して、プランの基本目標 男女平等意識の定着第4項の「女性の人権の尊重」について、私は「女性」という文字を削除して「人権の尊重」としたらいかがなものかと思います。今までは女性の立場が弱く女性の地位向上について考えていましたが、現在、かえって男性の立場が弱くなっているところがあると思われまので、ここでは「人権の尊重」と言っても良いのではないのでしょうか。

高齢者の虐待についてもすんなりとここに入れることにより高齢者の人権についての問題をストレートに取り上げることが出来るのではないのでしょうか。

F 委員 高齢者でも女性に対しての虐待が非常に多いと思いますがその辺いかがでしょうか。女性に対する暴力の一環として入れたいということでしょうか。

D 委員 現在プランに載っているのは、高齢者以外の機関であるので、高齢者虐待で相談できる窓口を載せられれば良いと思う。

Ｊ委員 当初計画の前期で終了すべき施策があるが、これが終了せずに後期に延長されている。未達成であると言うなら進行管理がうまくできていないのでしょうか。今まで何もやっていないということでしょうか。たとえば、施策８１番の「お茶出し等の慣行の見直し」の問題であるが３年かかってもまだ出来ていないのですか。

会長 事務局いかがですか。

事務局 各課に前期の総括ということで照会したのですが、たとえば「お茶出しの慣行」については、９０パーセントの課で見直しが達成できたと回答しているのに対し、いまだ、性的役割分担が解消できていないと答えた課が１０パーセントほどあるために、これを１００パーセントの水準に持つて行くため後期も継続して施策を残しました。

Ｊ委員 では、８９番の「小学校区ごとに学童クラブを開設する。」については、１５箇所の内１４箇所が出来ているが、あと一つどうして達成できないのでしょうか。出来てないのはどこですか。

事務局 順番に設置しているところですが、八木北小学校区と小山小学校区について遅れています。

Ｃ委員 小山小と八木北小は、小山小の移転問題の関係もあり遅れていますね。

事務局 今回の見直しについては、各課に施策の進行状況を照会しながら行っており、その結果、前期で終わるものはほとんどありません。後期にもつなげて推進して行かなくてはならないものは、引き続き同じような施策ではありますが継続といたしました。

Ｊ委員 プランでは、進行管理、進捗状況の把握を行い、見直しを図るとありますが、進行管理に問題があるのではないのでしょうか。

具体策は書いてあるがどのように実現するかが書いてない。目に見えて来るようにするには、進行管理のやり方を示す必要があると思う。

会長 男女共同参画を実現するには、そうでない時代が長く続いたのでなかなか達成できるものではないと思います。早く達成しなくてはならないがそういう事情があってたくさんの項目が残ったということだと思います。

F 委員 先ほどの市民からの意見ということで事務局から配布され、今読ませていただきましたが。

事務局 それでは、簡単に説明いたします。

市民の皆さんからの御意見につきましては、平成17年12月1日から12月15日までの間、流山市役所、中央公民館、市北部公民館、東部公民館、初石公民館、南流山センター、中央図書館、北部地域図書館にて、意見箱を設置して収集いたしました。結果としては14件の御意見をいただいたのですが、その内容につきましては、次のとおりです。

市民からの意見の内容

- ・施策における明確な目標値が必要。DV対策の充実を願う。
- ・誰にでもわかりやすく標記して欲しい。抽象的なので具体的に標記し、男女共同参画の意味が市民に良く分かるところから初めて欲しい。
- ・わかりやすくして欲しい。
- ・出来ることは協力したいが内容がよくわからない。
- ・男女共同名簿等つまらない事にこだわるべきでない。もっと根本的な部分に目を向けてもらいたい。
- ・時代の変化にあわせた改正を。以前よりジェンダー・フリーという言葉が聴かなくなったが性差はあって当たり前だと思う。
- ・ジェンダーが「社会的性別」になったのは良い。カタカナ用語は多用すべきでない。
- ・男女共同参画の考えが浸透するには長い時間が必要。子ども

や女性が暴力にあうのは女性蔑視の底流があり、こうした中で行政は男女共同参画の啓発をもっと続けて欲しい。男女共同参画の施策をもっと積極的に売り出して欲しい。

- ・少子高齢化を迎える日本にとって、男女共同参画の考えは必要不可欠。一方でこれを妨害する動きも出ているがもっと丁寧に説明し、啓発をおこなう必要がある。わかりにくいカタカナを改め、もっと具体的な事例や考え方を説明し、男女差別を市民が気づくような内容にして欲しい。ジェンダーが説明しにくいなら使わなくてもよいと思う。誰もが納得のいく内容であって欲しい。

- ・今の社会は男性中心であり、多くの女性が地域社会で活動していても代表者は、男性である。女性が代表になれるような取り組みを市政で推進して欲しい。目的がないと人は動かない。女性が目的を持ち、行政はそれを達成するための支援をして欲しい。そうした中で培った自信が女性の代表者を生む結果になると思う。

- ・改正点がわからない。それより施策の実施結果について感想を求めて欲しい。

- ・男女共同参画プランは猿芝居の感がある。

- ・ジェンダー等これからの時代に必要とされる言葉等の解釈、認識がまだまだ不十分に思われる。男女共同参画を広めるには多くの時間が必要なので改正を加えながらじっくり取り組まざるを得ないと思う。

- ・ジェンダーの視点といってもその中に潜む差別とそうでないものとのがあり、何が白で何が黒なのかはっきりしないところに問題がある。誰もが納得する男女共同参画はジェンダーという言葉の意味を正しく周知することが大事だと思う。

以上でございます。

F 委員 それでお尋ねしたいのですが、市民からの意見を反映してこういう部分を改正したと言うところはあるですか。

事務局 多くの方からジェンダーというカタカナ言葉を改め「社会的性別」としたのは良いとの御意見をいただき、これを改正しております。また、誰にでもわかりやすく表記して欲しいという意見について考慮しております。

F 委員 明確にと言うのは何を具体的に推進するか、目標値とか内容について明らかにして欲しいということだと思いますが。また、改正点がわからない、実施結果がわからない、明確な目標値というものを欲しているのではないのでしょうか。こういう点で何か盛り込まれた点がありますか。

事務局 目標値につきましては、前回お配りした「主な指標一覧」の中で取得可能な数値は盛り込みましたが、それ以外のものにつきましては、数値化するのが難しいものもあります。今回、国の方では女性国家公務員の割合を平成22年度頃までに30パーセントにし、その割合を高めるとか、具体的施策が盛り込まれておりますが、市では現実的な問題として、はっきり数値として示すことが困難なものが多くあり、困難だからやらなくても良いと言うことではなくて、今後研究会等で、目標値の設定、プランの進捗管理の方法を検討したいと思います。

J 委員 期限についても目標値ですね。達成度がわかれば良い。必ずしも数字で出す必要はないが、こんな施策を何時実施するとか達成度がわかれば良い。おおざっぱでは困るが、出来るところからいつ実施するのか決めれば良い。何を何時、実施するのははっきり明記してくれたら良いのです。

F 委員 そういうことで、市民も何時、何を実施するのかわからないのだと思う。

会長 これだけの仕事を進めて行くことは、大変かと思うが組織を活用して、調査を繰り返すことが必要だと思います。定期的に調査

を実施し調べるのが重要だと思います。

A 委員 施策34の「男女混合名簿の実施に向けた調査・研究を行う。」という施策について、進行具合はいかがですか。

事務局 小学校においては、ほとんどの学校で男女混合名簿を実施済みです。中学校については、いろいろな支障が生じるとのことでまだ実施していないところもあります。教育委員会の担当課へ毎年、進行管理の一環として調査依頼をおこなっております。

B 委員 その結果を表記してもらえれば良いのではないのでしょうか。

あと、学校での啓発資料の作成とか実施されているのでしょうか。これも作ろうと思えば作れますよね。教育委員会での実績が不明瞭ですね。

事務局 教育委員会における進行管理も毎年同時期に実施し、皆様にも結果をお知らせしているところですが、学校現場と本庁サイドとは意見の相違もあり、組織も違うことから、積極的な推進策が取れずどうしてもお願いする形になります。

また、今回の改正にあたり、各課を対象にプラン前期の進行状況の調査を実施しているのですが、その達成度についての評価方法が一定ではなく何を基準にどのように評価するのか、事業ごとの性格も異なり難しさを感じております。

会長 評価が難しいと言うお話でしたが、他にございますか。

H 委員 平成14年3月に計画された、このプランの前のものはありますか。形式的なことでも聞きたいのですが、文言だけの改正で今まで来ているのでしょうか。

今回は内部印刷で行うということですが、アンケートで「わかりやすくして欲しい」という意見が気になったのですが、文言の違いだけを見直し、内容は同じであっても難しい言葉をその都度解説するのではなく、用語集みたいな形で後ろの方にまとめて出

すなどとした方が見やすく判りやすいと言う気がします。

それと同時に、事業の進行管理については、チェック機能が担当課にあって、部にあって、四半期ごとに目標を立てて、それをチェックして事業の進行管理を行なうとか、男女共同参画室としては、組織的にチェックする体制を作ってもいいのかなと思う。

公民館等でも男女共同参画の講座をやることになっていますが、ベビーベッド等予算の都合で買うことができない。講座はやっているが設備が不足で参加できないという例もあるので、内部ではいろいろ深い事情があると思う。

A 委員 資料 の前回出た意見集の最後で外部機関への施策の実施について、「推進する」、「努める」、「働きかける」と表現されているが、「周知を図る」、「促進する」等もっと踏み込んでいってもいい時期かなと思うのですが変えられないのでしょうか。

事務局 プランの進行管理を実施する上では、施策担当課の方で何を実施したかを調べてなくてはならない。どうして出来なかったか、どこに課題があるのか等をきちんと整理していくことにより、このプランの進行管理ができるものと本来は考えている。その点について事務方が不足と考えているところで、今後、進行管理のあり方について、フォーマットを工夫し、文言だけで表すのではなく数字で表してみる等も考えていきたい。そのフォーマットの工夫等を考えながら17年度の検証を実施し、18年度は、どう考えるか、何を具体的に実施するかをきちんと整理できるよう事務局で考えたいと思います。

会長 これは市役所の中だけの問題ではなく、施策担当課が市民に対して何を実施するかが重要な中身で、どういう働きかけ、どういう活動をどうしたかということが、市民は聞きたいことだと思いますので、その辺よろしくお願いします。他にございますか。

事務局 最初に林委員から「高齢者の虐待についてどこかに入れられないか」という御意見と、村田委員から「女性の人権の尊重」に

ついて「女性の」を取り「人権の尊重」に改めるという御意見について、もう少し議論いただきたいと思います。

会長 それでは高齢者の問題の方から御意見をいただきたいと思ます。

F 委員 「女性の人権の尊重」については、まだまだ性別役割分担があり男性が優位で、女性に対する暴力の発生が多く伝えられている現状を考えると「女性の」を取るのは危険かなと思います。「高齢者の虐待」については、施策61の連携機関のところに高齢者の機関を加えることで良いと思しました。

K 委員 人権は男性にも女性にもあり、あえて大きな基本的課題のところでは言わなくても良いのではないか。施策の方向のところDVであれば女性が被害を被っていることを言えば良いことであって、女性は弱いものということをあえて強調しなくても良いと思います。

F 委員 DVというのは、女性が男性より力が弱いから被害を受けているという訳ではなく、DVの構造は、ジェンダー、性的役割分担に基づく構造上のものです。この構造が変わらない限り女性が支配されているので、まだまだ、圧倒的に女性が支配される側にあるので、「女性の」を外すのは危険だと思ます。

B 委員 人権についての認識ですが、女性がどれだけ人権の枠組みに入ってきたかを考えてみますと選挙権にしても1945年以降です。暴力の問題にしても性と生殖について、性と健康についても1970年代の後半ということで、比較的新しい動きです。文言としてはあっても、実績として評価されてなかった。女性に対する暴力の問題や生殖の問題なども、まだまだ女性ということを外すのは危険だと思ます。この次の見直しで考えていく必要はあるかと思ます、領域として男性、女性を考えた時に、まだ実質的に女性の人権が配慮されてない部分がたくさんあるので、今

の段階で「女性の」を外すのは危険だと思います。

高齢者の問題は、国の方で、「高齢者が安心して暮らせる条件の整備」ということで入っておりますので、どこかに入れることは出来ないかなと思います。

会長 た例えば社会福祉協議会等をここに入れるとかですか。

B委員 そうですね。実質的に高齢者虐待で被害を受けているのは女性の高齢者が多いですからね。男性が受けていないわけでは決してないのですが、こうしたことを考えた時に国の基本計画の枠組みもあることだし、どこかに入れることは必要ですね。

会長 女性の人権と高齢者の福祉の中身の問題にしても、議論している中身は男女共同参画であり、男女共同参画の興りは、今までないがしろにされてきた女性の立場を持ち上げようとする事なので、男性が優位にたっていることを改め、女性をもっと前面に出そうとすると、やはりここでは女性という文字を外さない方が良いでしょう。

F委員 マイノリティという意味では、高齢者、あと外国人という方がここでは抜けている視点なので、ぜひ入れていただきたいと思います。流山でも外国人の被害者は多いです。

J委員 プランの基本目標 男女平等意識の定着第4項の「女性の人権の尊重」の文中で「性別役割分担に基づく男性優位で」ということは、どういう意味ですかね。女性の人権が配慮されてないと表現されていれば、わかるのですが「性別役割分担」だけが問題ですかね。私はK委員の意見に賛成ですが。

H委員 ここで単に「女性の」を取ってしまうと内容が違ってくる。すべての内容を作り直さなくてはならない。今回、それだけの時間はないと思います。次回の課題になるかと思いますが、国、県等が出したもののとかも参考にしなくてはならないと思います。

A 委員 「女性の」をとってしまうのは私も反対です。技術的、歴史的な経緯を含めて、現状では女性が不利益を得ているのは明らかです。

高齢者の問題は、介護の問題もあります。

国の男女雇用機会均等法も将来的には女性擁護から男女均等に変ってきてはいるのですが女性問題全般には、まだまだその段階にはないと思います。

会長 ありがとうございました。

F 委員 高齢者を入れるとすれば、介護の中で入れるより、人権の枠の中で入れた方が良くと思う。ここでは、女性は主流ではないマイノリティな人たちの代表ということなのですが、そういう意味で高齢者の方も意味力をもっていない、マイノリティの枠かなと思いますので、そういう人たちの人権として、女性の人権尊重の中に、すそのとして高齢者を入れたら、というか暴力行動がなぜ起こるかというやはり力を持っているかいないかの関係で起こるので、暴力構造を考えると人権の中に入れたらと考えます。

J 委員 埼玉県は「男女の人権を尊重」と書いてあります。このように私は「男女の人権」とした方が良くと思います。

F 委員 それはダイジェスト版ですね。本編を読んでいただくところいった注釈が書かれておりますので、それは市民にわかりやすくするためになさったと思います。そういった工夫が、なんで女性の人権だけなのかと思われるといけないので、そういった配慮が必要だと思います。ここで書かれているのは、今、どういう構造の中でこういう問題が起こっているのか、大事な根本のことを書いてあるのであまり抜いてしまうと内骨が揺らいてしまうと心配してます。

K 委員 私が読んで思ったのは、男性優位社会だと認識した上で、女

性の人権の尊重という言葉が出てきたんだなと感じました。と言うことは、皆さんの中にも「女性の優位」という価値観が残っているからあえてこの言葉を残すということだろうなと思うのですが、現代社会の中で共同意識を定着させようとしたら、私たちから共同意識を定着させていかななくてはならないと思いましたのであえて、ここで「女性」と決め付けたような言葉を使うのはどうかと思いました。

F 委員 現実には女性の人権を見たとき、DV、レイプ等圧倒的に男性から女性にというケースです。これは男性に力があるということよりも社会構造的なものです。まだまだ男性優位社会だと思います。

J 委員 県も「人権の尊重」となっているがこれはパンフレットだからですか。

F 委員 なんで女性だけかと思う方がいるので、誤解されるといけないので男女と表現してると思います。

会長 これを「男女の」とするか、「女性の」とするか大切なところですが、ここでは女性の地位を引き上げてという概念でいってますので、頭の中で考えている男女同権ということでは皆さん一致してますし、男性をないがしろにする訳ではありませんので、何か具合の悪いことがなければ、改正案の表現方法でよろしいのではないのでしょうか。

C 委員 今回のこの問題は、現在、女性が男性と同じレベルに達していないということで、女性を上げることが必要なので、「女性の」ということでアピールする必要があると思います。

会長 ただいまのような議論でよろしいでしょうか。

C 委員 高齢者の対策としては、施策61の社会福祉課の下に高齢者

支援課を入れて、連携機関に地域包括支援センターを入れたらいいかがでしょうか。

B 委員 施策 6 1 の「女性に対する暴力等」を「女性に対する暴力等（高齢者虐待を含む）」としたらいいかがでしょうか。

F 委員 外国人についても施策 6 1 の中に位置づけたらいいかがか。

会長 それでは事務局で検討をお願いします。

B 委員 わかりやすくきれいに入れられるよう事務局で案を作っていただけたらいいかがでしょうか。

事務局 今回、諮問に対して答申を出す訳ですが、答申の仕方として、子どもに対する暴力及び外国人に対する暴力の対策が欠落していることと高齢者に対する虐待問題が欠落しているという意見が出ました。

この審議会では、プランの中にこのような対策を明記して、対応を図られたいという答申を出していただき、これを受けて事務局でもう一度、推進本部の研究会、幹事会で最終的なプランの見直しを行うということでもいいかがでしょうか。

会長 それでは今の事務局からのお話のとおり、答申については前回及び今回の、皆様からいただいた意見を参考に会長と副会長も参画してまとめさせていただきたいと思いますがいいかがでしょうか。

委員全員 異議なし

B 委員 男女共同参画の情報ですが、松戸市で市職員を対象とした「男女共同参画配慮指針」を若手職員が中心となって作成いたしました。男女共同参画についての対応方法等も具体的に出ており大変良いものなので流山市でも参考にさせていただけたらと思います。

事務局 松戸市に照会いたします。

会長 それではこれにて閉会いたします。本日はありがとうございました。